**被災地域における多面的機能支払交付金の活用に当たっての注意点**

令和２年（２０２０年）７月９日

熊本県むらづくり課

熊本県多面的機能支払推進協議会

　７月４日からの豪雨で被災した農地等への対応には、多面的機能支払交付金の活用が可能です。活用の際には、以下の点に留意いただきますようお願いします。

　なお、御不明な点については、文末の担当まで遠慮なくお問い合わせください。

**１．異常気象後の応急措置について**

【活動例】

　　農業用水路等に堆積した土砂の泥上げ、流木等の除去等

【注意点】

1. 活動計画書の農地維持支払の取組「異常気象時の対応」欄に記載が必要となりますので、御確認ください。
2. 活動前後や活動中の写真を撮影してください。

（３）活動記録の作成、日当の受領書が必要になります。

（４）活動組織が長寿命化に取り組む場合は、対象施設の活動計画書への記載が必要になります。記載のない施設の修復工事等が必要になった場合は、活動計画書の変更等の手続きについて、担当へ御相談ください。

**２．特例措置について**

【特例措置とは】

甚大な自然災害によって、対象区域のほとんどで通常の活動ができなくなってしまった場合も、交付金を返還することなく復旧活動に取り組むことで活動要件を満たすものと見なす措置です。

【注意点】

1. 特例措置を受けるには、市町村が農政局の承認を得る必要があります。
2. 農政局の承認日以降の活動が特例措置の対象となります。
3. 特例措置に取り組む場合も、上記１の（２）～（４）と同様の取扱いが必要となります。

（４）被災範囲が対象区域の一部に限られるなど、通常の活動が引き続き可能な場合は、特例措置の承認を受ける必要はありません。

【お問い合わせ先】

●事務手続きに関すること

むらづくり課　農村環境・棚田振興班

担当：中村、植田、足達

電話：096－333－241５

FAX：096－385－5025

●活動内容に関すること

　熊本県多面的機能支払推進協議会

　　担当：上田、尾下

　　電話：096－348－8802

　　FAX：096－348－8012